様式第3号の2（第10条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市開示決定等の期限の特例適用通知書

　　　　年　　月　　日付けで請求のあった公文書の開示につきましては、下記のとおり決定したので、丸亀市情報公開条例第13条の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求のあった公文書 |  |
| ２　開示請求に係る公文書のうちの相当の部分について開示決定等をする期限 |  |
| ３　開示請求に係る公文書のうち上記期限内に開示決定等をする相当の部分 |  |
| ４　残りの公文書について開示決定等をする期限 |  |
| ５　条例第13条を適用する旨及びその理由 |  |
| ６　備　　考 |  |